

手数料に関する事項

I：求人者から徴収する手数料

・求人者の方へ

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(または 5,000,000 円)

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金

(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(または 5,000,000 円)

※上記手数料は法令に基づいて管轄省庁に届け出ている上限手数料です。

実際の手数料については別途、求人者とお申込書・覚書等で定めた額が優先されます。

II：求職者から徴収する手数料

・求職者の方へ

手数料は一切申し受けません。